

総合研究・教育と法

● 教育と法
研究会

第70回 「法教育」として何を教えるか

星野 豊（筑波大学准教授）

法学教育は、従来は、大学ないし大学院等の

高等教育でのみ行われてきたが、現在では、初等中等教育における「法教育」が、徐々に試みられるようになってきている。しかしながら、

1 「法教育」を何のために行うか・・・

体的な手法や注意点についても触れる。

影響を児童生徒に与えかねない点に、十分注意が必要である。

現在では、日本を含めた圧倒的多数の地域では、「国家」ないしそれに類する団体が形成されており、ほとんど全ての「法」は、かかる国家等が制定する数多くの「法律の体系」として整備され、そこに居住する国民・市民の現実の生活に密着して効力を及ぼしている。従って、「法」について児童生徒に教える、ということ

は、児童生徒が生活し、あるいは他地域で他の者が生活している「社会の仕組み」の重要な一部を教えることにはかならない。また、「法を守る」という考え方は、どこかで誰かに教えられない限り、児童生徒が自覚しない（身に付いていない）わけではないことに注意）ものであ

るから、学校において「法とは何か」について児童生徒に教え、考えさせることそれ自体に、十分な意義があることは明らかである。

そこで、本稿では、「法教育」は、「何の「法」を児童生徒に教え、必要に応じて児童生徒に考えさせることである。ただ、児童生徒のためには、「何を教えるか」という、法教育の目的について主に考えてみるとこととし、必要に応じて、学校において法教育を実践するための、具

体的な手法や注意点についても触れる。

「法教育」の目的は、端的に言えば、「法とは何か」を児童生徒に教え、必要に応じて児童生徒に考えさせることである。ただ、児童生徒の発達の仕方や、学校教育における他の教育内容との連関をどのように図るかで、この目的が達成できるかできないかが決定的に左右されるほどである。

また、児童生徒の発達に応じて、日常生活の具体的な行動範囲が変化し、それに応じて関与する「法」の範囲や関与の仕方も当然異なつてくるほか、児童生徒自身が「法とは何か」につ

いて考えることができる範囲も当然変化していくはずであるから、法教育の必要性は、児童生徒の各発達段階において、それぞれ必要となるものと言うことができる。

実は、子ども向けの文学作品・文芸作品（絵本や漫画、映画など）ないしゲーム等には、明確に自覚されない形で、「法」の存在とその効力を子どもに教えている部分がある。例えば、「約束」や「掟」を破つた者が不利益を受ける（命を失う、「人」でなくなる、仲間外れにされる、財産を失うなど）という話は、言うまでもなく契約や社会規範を守るべきことを求めていわゆる「欧米の話」の中でよく出てくる「契約書にサインする」とことからどのような結果（利益と不利益との双方がある）が導かれるかは、契約を締結する際に「内容と相手をよく観察して慎重に決定」し、「いつたん契約したらその結果は自分の責任で引き受けなければならない」ということを示している。また、大抵のゲームでは「ルール」があつて、これに従わない限りゲーム自体に参加できない。

について子どもに教えているだけでなく、社会の政治経済に関する諸構造、特に社会の矛盾（漫画ではこの部分に関する指摘が多く、学校も批判の対象となることが珍しくない）、思想信条（特定の作品に対する思想的背景に基づく議論が起きることは多い）などをも含めた、広範囲の考え方を併せ持っていることが通常である。従つて、子どもにどのような作品を読ませるか（授業中に取り上げるだけでなく、図書館に所蔵することや、学校の中で「読み聞かせる」ことを含む）は、児童生徒の「法」や「社会」に対する考え方の形成に無視できない影響を及ぼすものであり、学校としても大きな関心を払うべきものと言うことができる。

以上のことからすれば、「法教育」も他の全ての学校教育と何ら変わることろはなく、「学校ないし教員が児童生徒に対して直接」行うのでなければ、教育効果は期待できないものである。従つて、仮に「法律の専門家」を招いて講演等をさせるとしても、それはあくまで「ゲストによる講演」という法教育の「応用・発展」の一部として位置づけられるものでしかなく、かかる講演等と学校ないし教員が「法教育」との連動を図る工夫をしなければ、法教育としては「不完全」であると言わざるを得ない。

前述のとおり、法教育の目的は、「法とは何か」を児童生徒に教え、児童生徒に考えさせることがあるが、言うまでもなく個々の児童生徒によって、理解や考察の度合いが異なっている。これに対しても、「法教育は専門性が高い」ことを理由に、「法学部出身でない教員には荷が重い」という反論が生ずることは、十分予測されるところである。しかしながら、前述のとおり、

2 「法教育」は誰が行うか……

かは、契約を締結する際に「内容と相手をよく観察して慎重に決定」し、「いつたん契約したらその結果は自分の責任で引き受けなければならない」ということを示している。また、大抵のゲームでは「ルール」があつて、これに従わない限りゲーム自体に参加できない。

なお、このような作品やゲームは、単に「法」

学校で行われるべき「法教育」は、「○○法の第△△条の内容は□□□」という法体系における具体的な知識を教えるものでは決してなく、「なぜ今の社会には法があるのか」「法は今の社会にとつてなぜ必要であるのか」「どのような法によってどのような社会ができる、そのような社会は望ましいのか」という、より根本的な問題を、自分自身が社会の一構成員となることの自覚と共に考えさせていくものである。この際、児童生徒の自覚や考察を促すために、児童生徒にとって意識しやすい日常的な話題を具体的な事例として取り上げることが、教育上の手法として有効であることは言うまでもなく、この具体的な設定を児童生徒の実情に合わせて選択する部分が、法教育を行う教員としての腕の見せどころとなるわけである。

しかも、以上のような教育は、何も「法教育」と仰々しく銘打つてこそないが、社会の構成員としての「大人」へと児童生徒が成長していくために必要な、社会的生活の基本的事項に関する指導教育の一環として、学校がこれまで様々な試行錯誤や努力を積み重ねてきた「日常生

活指導」のある意味での延長にほかならない。ただし、これまでの日常生活指導と「法教育」との大きな違いは、このように「法」について「自覚的に考える」ということを児童生徒のみならず、学校ないし教員の側も、自己の知識や感覚、考察について改めて内省する必要があり、「自分はなぜこのように考えるのか」という明確な解答のない課題を、学校ないし教員自身がまず考えなければならない点である。この部分は、学校のよつて立つ制度的な構造に内包される問題点を含めて、学校や教員にとって多少のストレスとなるおそれがあるが、場合によつては、教員自身が明確な解答のない段階であつても、児童生徒に対してそのことを端的に伝え、明確な解答のない課題を一緒に考えてみることも、教育として極めて有効である。

児童生徒は、現在までの「法」を学ぶ立場であると同時に、将来の「法」を形成していく主体となるべき立場にあるから、児童生徒によつて示される考え方は、成長していく過程にあら「子ども」の考え方であるとともに、将来の法を形成する「次世代」の考え方である。従つて、児童生徒の発想や感覚、あるいは意見なりし批判から、教員が新たな考え方を「学ぶ」可能性が相当程度大きいことも、「法教育」の隠れた特徴と言うことができる。その意味では、とは必ずしも必要でなく、総合的かつ柔軟な学習分野として位置づける方が、教育体制としては望ましいようと思われる。

つて、児童生徒の発想や感覚、あるいは意見なりし批判から、教員が新たな考え方を「学ぶ」可能性が相当程度大きいことも、「法教育」の隠れた特徴と言つうことができる。その意味では、とは必ずしも必要でなく、総合的かつ柔軟な学習分野として位置づける方が、教育体制としては望ましいようと思われる。

3 「法教育」として何を教えるか・・・

前述のとおり、「法とは何か」を児童生徒に教える、あるいは児童生徒に考えさせるための題材としては、「○○法」という現行法体系の中の法律を用いる必要はない。ただ、「法」について考えさせたためには、児童の日常生活に関連した法律ないし法的事象を具体例として設定することも、教育上効果的なことは確かである。従つて、以下では、教員が現行法を具体例として選定しようとする際に、個々の法律の持つ特徴から派生していく注意点について、概説しておくこと

としたい。

例えば、道路交通法制を典型とする規制法令の大半は、例えば右側通行・左側通行の区別のように、理論的にはどちらでもよいことを法として強制しているに過ぎず、規制の理由ないし背景としての説明は、後から付け加えられたものであることが少なくない。また、規制法令の理論的な性格は、税務法制を考えれば明らかとなり、国家を典型とする権力者が国民ないし市民を支配するための規制であって、それを回避しつつ実効的な利益を獲得することが法律家の主要な任務となつていて。従つて、規制法令の存在と具体的規制の内容をもつて社会正義の象徴と位置づけることは困難であり、「いかにして法規制を回避するか」という全く別の観点を児童生徒に与えてしまう副次的効果に、十分注意が必要である。

他方、民商法などの私法関係法規については、学校が集団生活を基盤とした秩序を構成している中で、「個人の自由」を絶対的な前提とした法体系の考え方をどこまで貫徹できるかが、微妙な問題を生じさせる可能性がある。また、

同じ私人間の規律であつても、関係を全て自己責任で形成する場合（契約関係）、個人が失われた財産を取り返しに行く場合（消費者保護法）、相手方から必要財産を取り寄せる場合（労働法制）、個人が人的集団を半ば任意（結婚関係）、あるいは半ば強制（親子関係）で形成している場合とで、法律自体の基本的な考え方が大きく異なつてゐるため、題材の選択によって児童生徒の考え方の指向性は、大きく変化する可能性がある。

さらに、法体系の basic 理念としての「立憲主義」ないし「民主主義」を抽象的に教育する方法についても、学校の構造との関係で問題がある。すなわち、これらの近代法における基本理念の背景には、権力者が一方的に規制ないし統治を行うことを抑制し、主権者としての国民ないし市民の承認を得たことを前提として規制なし統治の正統性が担保されるものであるが、この構造は、児童生徒の視点からすれば、学校教育における学校ないし教員による指導教育に対する「信頼できない権力者を法律で抑制する」手法としてほぼ同様に適用可能となる。

従つて、学校ないし教員が最大限の努力を傾けている児童生徒ないし保護者に対する「人としての信頼関係の形成」という理念と、前記の近代法の basic 理念との差異をどのように説明すべきかが、別途問題となるわけである。

以上のような種々の問題点の存在を考慮すると、法教育の実践においては、思い切つて現行法体系の細かな知識から離れ、教員も児童生徒も、「これから社会のあり方」を視野に入れ、〔法のあり方〕を自由に考えてみることが、むしろ望ましい可能性がある。冒頭に述べたとおり、「法教育」の目的は、「現行法体系の知識」を児童生徒に覚えさせることではなく、「法とは何か」について、児童生徒自身に自覚的に考えさせることにあるからである。

初等中等教育で学んだことの全てを具体的に記憶している者は誰もいないが、かかる教育内容は、人格および思考の基礎となつて、社会生活の前提とされている。「法教育」もその例外ではないはずであり、より合理的かつ合目的的な法教育のあり方を探求すべく、さらに多様な観点からの検討と実験とが必要である。